

町で実施した自家消費食品等の放射能簡易検査を公表します

【食品の基準値】(平成24年4月1日施行)

区分	基準値
一般食品	100Bq/kg
飲料水	10Bq/kg
牛乳	50Bq/kg
乳児用食品	50Bq/kg

【食品放射能測定システムの結果の評価方法】

放射性セシウムの評価を行う場合は、セシウム134とセシウム137の放射能濃度を足して評価する必要がある、それぞれの放射能濃度の足し算を行う場合は、下記の計算式で行います。

測定値セシウム134が $a \pm b$ 、セシウム137が $A \pm B$ の場合の合計値は、 $(a+A) \pm \sqrt{(b \times b + B \times B)}$ となります。

●6月1日から6月30日まで検査を実施した食品等の放射能検査(※自家消費食品等簡易測定所で測定した食品等)

No.	測定日	採取場所	測定物	検査結果 (Bq/kg)						摂取基準 (Bq/kg)
				CS134		CS137		合計		
				測定値	検出限界	測定値	検出限界	CS134+CS137	最大	
1	6/2	山田岡	ウメ					N.D	N.D	100
2	6/15	大谷	タケノコ					20.12 ± 4.77	24.89	100